

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日
に当たるときは、
翌日)

目次

◇告示 土地改良区の清算人の就任（農村整備課）

県営土地改良事業の工事の完了（〃）

保安林の指定予定（二件）（造林課）

保安林の指定の解除予定（二件）（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）

◇公告 採石業務管理者試験の合格者（河川課）

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

交通誘導警備に係る検定の実施（防犯少年課）

告示

鳥取県告示第六百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市南部土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した清算人の氏名及び住所

齊 木 光 昌 米子市石井七八二

土地改良法第百三十五条第一項の規定による解散命令により理事が就任任期清算結了まで

鳥取県告示第六百五十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡羽合町大字字野字西又二〇〇八の一・三朝町大字猿原字
ドンドノ谷八二の一・大字三徳字吉原四一一（以上三筆について
次の図に示す部分に限る。）、四三五、東伯町大字八橋字向平三
三九七の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥
取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林
法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字西小鹿字河代三〇の一、赤碓町大字山川字勝田川

頭西平八〇七の四（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭西平八〇七の四（次の図に示
す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字大父字飯林二〇六九の一、一〇六九の二、二〇七

〇、字下平田ケ平ル六〇七の一、字森谷九四四の一、九四四の二、九

四五、大字中村字本谷東平中五四二、五四三、大字宮木字坂ノ谷五、

九から一一まで、関金町大字松河原字ヒイガ谷一八六一の一、字宮谷

二八三三、北条町大字島字賣大寺八二四、八一五の一、大字米里字三

ノ寄六〇八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡赤崎町大字中村字本谷東平中五四二・大字宮木字坂ノ谷

五・一一・北条町大字島字竇大寺八一四（以上四筆について次の

図に示す部分に限る。）、八一五の一、大字米里字三ノ寄六〇八

（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

三 1 東伯郡北条町大字曲字坂場東平七四〇の二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

東伯郡北条町大字曲字坂場東平七四〇の二（次の図に示す部分

に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山一の二・一の三・一の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月一日 鳥取県指令受都計三一第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字蛇尾ノ一及び字蛇尾ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第六百五十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成元年六月十二日から施行する。

平成元年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

三柳支店	米子市西三柳
中山支店	西伯郡中山町
下甲	株式会社山陰合赤碓支店
を	三柳支店 米子市西三柳

同銀行

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

平成元年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成元年六月十二日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
- 三 議題
 - (一) 不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定について
 - (二) 第十五回参議院議員通常選挙事務処理日程について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成元年六月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

平成元年六月二十一日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

- (一) 東伯郡北條町大字国坂七二三一八 伊藤良子
- (二) 米子市両三柳二一一一 平松ふみ子
- (三) 米子市皆生一九七六一四 村上安夫
- (四) 東伯郡東郷町大字田畑二六四 岸下賢美

公

印

平成元年6月6日に実施した第18回採石業務管理者試験に合格した者は、次のおりである。

平成元年6月9日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

河村 昭一	野口 智弘	水口 隆広
平井 賢一	小巖 秀美	浦木 康正
山本 昭義	守村 正彦	藤片 茂生
大河原 剛友	田 達	岡井 三俊
駒井 孝幸		

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のおり開催する。

平成元年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種類

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受

けようとする者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

種別	区分		場 所	受 講 対 象 者
	日	時		
初心者講習	平成元年7月20日	午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成元年7月4日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成元年7月13日	午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	八橋、倉吉及び浜村の各警察署の管内に居住する者
講習	平成元年7月27日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1階第1会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成元年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 検定の種別及び級の区分

交通誘導警備 2級

2 実施日時

平成元年9月17日（日）午前8時40分から午後5時30分まで

3 実施場所

東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

4 定員

30人

- 5 検定試験の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業法に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 6 受験資格
- (1) 県内に住所を有すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117。以下「法1」という。）第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消された者あっては、当該取消の日から起算して3年を経過していること。
- 7 検定申請の手続
- (1) 検定申請の受付期間
- 平成元年7月1日（土）から同年8月17日（木）までとする。
- なお、郵送による検定申請書は受け付けません。
- (2) 検定申請書の提出先
- 検定申請者の住所を管轄する警察署
- (3) 提出書類
- 検定申請書に、次に掲げる書類を添付して正副2通を提出すること。
- ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書
の写し）
- イ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- ウ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- エ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- オ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 8 検定手数料及びその納付方法
- (1) 検定手数料
- 17,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けすること。この場合、消印しないこと。
- 9 問い合わせ先
- 検定手続きその他の問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。